

標記に関する8月16日付文化庁官房著作権課の依頼状に対し、下記の通り意見を申し上げます。

管理事業法の趣旨に係わる全般的な要望については、実績をさらに重ねた後に検討して要望を提出したいと思っておりますので、今回は現行法の部分的改正についてのみ要望させていただきます。

(1) 第23条1項1号の文言は構成・順序等を変え、分かりやすくする。

(2) 第24条3項は削除し、第14条の使用料規定実施禁止期間中に裁定が行われるようにする。

理由： 裁定の迅速化

以上